

秋田県中小企業災害復旧資金

当協会では令和3年1月の大雪の影響により、被害を受けた県内中小企業者の皆様を支援するべく、「秋田県中小企業災害復旧資金」を取扱いしております。

制度概要

保証対象者

対象地域において、大雪によって事務所又は事業所が罹災した中小企業者
対象地域：横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村

貸付限度額

3,000万円

貸付期間

10年以内(据置期間1年以内、知事が認めた場合は2年)

資金使途

運転及び設備資金

連帯保証人

原則として、法人は代表者、個人事業主は不要です。

担保

原則として、無担保とします。

貸付金利

1.35%(セーフティネット保証4号※1を利用する場合は1.15%)

信用保証料率

0%

必要書類

保証協会所定の申込資料のほか、市町村が発行する罹災証明書、セーフティネット保証4号を利用する場合は認定書が必要となります。

※1 セーフティネット4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援する措置で、次の要件を満たす中小企業者が対象です。

・県内において1年間以上継続して事業を行っているもので、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれるもの。

○対象となる中小企業者の方は、法人の場合は本店等、個人の方は主たる事業所の所在地の市町村の商工担当課等に認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。詳しくは各市町村にご確認ください。

本制度については、お近くの当協会窓口まで お問い合わせください(対象地域担当事務所)

大曲支所 〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号 TEL 0187(63)1811

横手・湯沢支所 〒013-0046 横手市神明町2番27号 TEL 0182(32)2361



秋田県信用保証協会